

愛玩動物看護師法に係る省令案・告示案の概要に対する 意見募集（パブリックコメント）について

令和3年8月19日
農林水産省消費・安全局畜産安全管理課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）に係る省令案・告示案等について、広く国民の皆様からの御意見を募集するため、令和3年8月19日（木）から同年9月17日（金）までの間、パブリックコメントを実施します。御意見のある方は、意見募集要領に沿って御提出ください。

本パブリックコメントは別添「愛玩動物看護師法施行規則案の概要について」、「愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令案の概要について」、「愛玩動物看護師法養成所指定規則案の概要について」及び「愛玩動物看護師法に基づき農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目案（告示案）の概要について」（以下、「省令案・告示案」という。）について御意見を求めるものです。

当該省令案・告示案に関するもの以外の御意見や以下の意見募集要領にのっとらない形式により提出された御意見につきましては、本パブリックコメントの対象外とさせていただきますので、あらかじめ御承知おきください。

1. 背景

第198回国会において、愛玩動物に関する獣医療の普及及び向上並びに愛玩動物の適正な飼養に寄与することを目的とし、愛玩動物看護師の資格を定めることを主な内容とする愛玩動物看護師法が公布されました。令和4年5月1日の施行に向け、愛玩動物看護師法に係る省令・告示の制定を行います。

- 愛玩動物看護師法の内容については以下の環境省ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/kangoshi/index.html>

2. 意見の募集について

標記のとおり省令・告示等を制定することとしましたので、これに先立って広く国民の皆さまから御意見を募集します。

御意見のある方は、以下の「3. 意見募集要領」に沿って御提出ください。

当該省令案・告示案について皆さまから頂いた御意見を考慮した上で決定し、御意見の概要とそれについての考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

3. 意見募集要領

(1) 意見募集対象

- ・愛玩動物看護師法施行規則案の概要について
- ・愛玩動物看護師法に基づく指定登録機関に関する省令案の概要について
- ・愛玩動物看護師法養成所指定規則案の概要について
- ・愛玩動物看護師法に基づき農林水産大臣及び環境大臣が指定する科目案（告示案）の概要について

(2) 意見募集期間

令和3年8月19日（木）～同年9月17日（金）

（※郵送の場合は、同年9月17日（金）必着）

(3) 資料の入手方法（資料請求）

①インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口 [e-Gov]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による送付

資料（「①インターネットによる閲覧」と同一内容）の郵送を希望される方は、94円切手を添付した返信用角2封筒（郵便番号、住所、氏名、「愛玩動物看護師法に係る省令案・告示案の概要」を必ず明記。）を同封の上、意見募集期間内に意見提出ができるよう十分な余裕を持って、以下の宛先まで送付してください。切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
パブリックコメント担当 宛て

※「資料請求：愛玩動物看護師法に係る省令案・告示案の概要」と封筒に必ず朱書きで明記してください。

(4) 意見提出方法

御意見は、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

①電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリック・コメント：意見募集案件」画面の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「意見入力フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

②郵送による提出の場合

以下の意見提出様式により、御提出ください。

宛先 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
パブリックコメント担当 宛て

※「愛玩動物看護師法に係る省令案・告示案の概要に対するパブリックコメント在中」と封筒に必ず朱書きで明記してください。

<意見提出様式>

【件名】 愛玩動物看護師法に係る省令案・告示案の概要に対する意見

【郵便番号・住所】

【氏名】

※企業・団体の場合、企業・団体名、部署名及び担当者名を記載してください。

【電話番号】

【メールアドレス】

【提出意見】

※1,000字以内で簡潔に記入してください。提出意見には、該当箇所、意見内容、理由を記載してください。

※御意見は、日本語で御提出ください。

※本意見募集要領に基づかない、電話、FAX、電子メールによる意見提出や、匿名、連絡先不明の意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。

※御提出いただきました御意見については、住所、氏名、連絡先を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。

※御意見に付記された住所、氏名等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、環境省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

※意見募集期間内に到着しなかったもの及び下記に該当する内容については無効とします。

- ・個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
- ・個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
- ・個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
- ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
- ・営業活動等営利を目的とした内容 等

※なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

4. 公布・施行期日（予定）

公布：令和3年9月下旬

施行：令和4年5月1日（一部を除く。）

5. 問合せ先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-3581-3351(内線 7414)